

裁判所		本籍	氏名	旧氏名	出生の年月日	年	月	日	出生地	現住所
1丁			おのせ 小野瀬	あつし 厚	昭和三十五年九月八日					
八	五九	五八	一〇	三一	司法試験第二次試験合格					
八	三	二八	一	一	司法試験管理委員会					
八	二八	東京大学法学部卒業								
八	四	六一	四	一	司法修習生を命ずる					
八	一	一一	一一	一	司法修習生の修習終了					
八	東京地方裁判所判事補に任命する	判事補に任命する								
八	東京地方裁判所検事に併任する	東京地方裁判所検事に併任する								
一八	法務省民事局付	法務省民事局付	法務省	法務省	法務事務官（法務省民事局付）に併任する					
					検事二級（東京地方検察庁検事）に併任する					
					最高裁判所					

2丁		裁判所		年号	月	日	事項	庁	名
平成	二	四	一八	法務審議会幹事に併任する				法務省	小野瀬 厚
三	一	五	法務教官（法務総合研究所教官）に併任する						
四	一	一〇	法務審議会幹事に併任する						
五	二	六	法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する						
二三	一	四	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	内閣					
五	二	一	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	内閣					
二三	一	一	兼ねて釧路家庭裁判所判事補に補する	内閣					
五	二	一	兼ねて釧路家庭裁判所判事補に補する	内閣					
二三	一	一	より判事の職務を行わしむる者に指名する	内閣					
五	二	一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	内閣					
二三	一	一	釧路簡易裁判所判事に補する	最高裁判所					
五	二	一	東京家庭裁判所判事補に補する	内閣					
二三	一	一	東京簡易裁判所判事に補する	内閣					
五	二	一	判事に任命する	内閣					
二三	一	一	東京家庭裁判所判事に補する	最高裁判所					
五	二	一	法務審議会幹事に任命する	法務省					

小野瀬 厚

年号	月	日	事項	所
平成一一	四	一	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる
				最高裁判所
平成一一	五	二	法制審議会幹事を免ずる	法務省
	一	四	平成十二年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	平成十二年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する
平成一一	六	平成十三年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	任期は平成十三年十二月三十一日までとする	任期は平成十三年十二月三十一日までとする
	一	六	平成十三年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	平成十三年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する
平成一一	四	一	司法研修所教官に充てることを解く	最高裁判所
	一	四	検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する	最高裁判所
平成一一	五	法務省民事局参事官に充てる	法務省民事局参事官に充てる	法務省
	一	五	平成十四年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	平成十四年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する
併任の期間は平成十四年十二月三十一日までとする				

年号	月	日	事項	序名	小野瀬 厚
平成一四	四	二五	法制審議会幹事に併任する		法務省
〃	五	一七	平成十四年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する		
〃	一一	一一	併任の期間は平成十四年十二月三十一日までとする	〃	
〃	一五	一九	平成十五年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する		
〃	一一	一一	併任の期間は平成十五年十一月三十日までとする	〃	
〃	一六	一八	平成十五年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する		
〃	一一	一一	併任の期間は平成十五年十一月三十一日までとする	〃	
〃	一	一	平成十六年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する		
〃	一六	一八	併任の期間は平成十六年十一月三十日までとする	〃	
併任する			平成十六年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する		

5丁		裁 判 所		年 号	月	日	事 項	小野瀬 庁名
		平成一六	一一 一五	平成十七年度司法試験（第二次試験）	考査委員に併		併任の期間は平成十六年十二月三十一日までとする	法務省
		一一	一七	一一 一七	平成十七年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に	併任する	併任の期間は平成十七年十一月三十日までとする	
		一一	一八	一一 一八	法制審議会幹事に併任する		併任の期間は平成十七年十二月三十一日までとする	
		一一	一九	一一 一九	平成十八年司法試験（新司法試験）考査委員に併任	する	併任の期間は平成十八年九月三十日までとする	
		一一	二〇	一一 二〇	法制審議会幹事の併任を解除する			
		一一	二一	一一 二一	平成十八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に	併任する		
		一一	二二	一一 二二				
		一一	二三	一一 二三				
		一一	二四	一一 二四				

6丁		裁 判 所		年 号	月 日	事 項	法務省 庁	名
〃	〃	〃	〃	平成一八	九 二八	法制審議会幹事に併任する		
〃	〃	〃	〃	一〇	一	平成十八年司法試験（新司法試験）考查委員の併任		
〃	一〇	〃	〃	一一	一	の期間を平成十八年十月三十一日まで更新する		
〃	一	四	〃	一九	一	平成十九年司法試験（新司法試験）考查委員に併任		
〃	一	六	一六	五	平成十九年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する			
東京高等裁判所判事に補する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	法務省大臣官房参事官に充てる	法務省大臣官房参事官に充てる	併任する	併任の期間は平成十九年十二月三十一日までとする	併任の期間は平成十九年十二月三十一日までとする	法務省	小野瀬 厚
内閣		〃	〃	〃	〃	〃	法務省	小野瀬 厚

7丁		裁 判 所		年 号	月	日	項	小野瀬 厚
		平成二一	一	五	東京簡易裁判所判事に補する			最高裁判所
				検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する				
		平成二二	一	八	法務省民事局民事第二課長に充てる			
		平成二三	一	一〇	法務省民事局総務課長に充てる			
		平成二四	一	一一	法務省大臣官房会計課長に充てる			
		平成二五	一	一七	最高検察庁検事に配置換する			
		平成二六	一	一八	法務省大臣官房会計課長に充てる			
		平成二七	一	一九	法務省大臣官房付に充てる			
		平成二八	一	二〇	かねて法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）に充てる			
		平成二九	一	二一	内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する			
		平成二九	一	二二	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する			

8丁		裁判所		年号	月	日	事項	序名
		平成二七	四	一	内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する		内閣	小野瀬 厚
		二八	八	三	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する		
		二九	一	一	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する		
		一七	七	七	法務省民事局長に充てる	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	
		一六	七	一	法務省民事局長に充てる	部の事務を総括する者に指名する		
		一五	二	一	東京高等裁判所判事に任命する	東京高等裁判所判事に任命する		
		一四	二	一	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する		
		一三	一	一	法務省	法務省		
		一二	一	一	内閣	内閣		
		一一	一	一	最高裁判所	最高裁判所		
		一〇	一	一	宇都宮地方裁判所判事に補する	宇都宮地方裁判所判事に補する		
		九	一	一	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する		
		八	一	一	法務省	法務省		
		七	一	一	内閣	内閣		
		六	一	一	最高裁判所	最高裁判所		
		五	一	一	内閣	内閣		
		四	一	一	最高裁判所	最高裁判所		
		三	一	一	内閣	内閣		
		二	一	一	最高裁判所	最高裁判所		
		一	一	一	内閣	内閣		
		〇	一	一	最高裁判所	最高裁判所		

年号	月	日	事項	所
兼ねて宇都宮家庭裁判所判事に補する				
宇都宮家庭裁判所長を命ずる				
宇都宮簡易裁判所判事に補する				
宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する				
者に指名する				
東京高等裁判所判事に補する	一一〇	二六		
部の事務を総括する者に指名する				
東京簡易裁判所判事に補する				
東京簡易裁判所判事に補する者に指名する	一一一	三		
一部の事務を総括する者に指名する				
一部の事務を総括する者に指名する	一一一	四		
千葉地方裁判所判事に補する	一一一	六		
千葉地方裁判所判事に補する				
千葉簡易裁判所判事に補する				